

奈良県告示第四十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。

平成三十年五月七日

奈良県知事 荒井正吾

| 医療機関の名称 | 医療機関の所在地 | 廃止年月日 |
|---------|-------------------------------|---------------|
| さくら歯科医院 | 生駒郡三郷町信貴ヶ丘一丁目一 番一二号 安岡ビル一階 | 平成三十年三月七 日 |